



経済記者クラブ
京都労働局発表 令和4年8月10日

担	労働基準部 賃金室
	室長 笠原 勝
当	賃金指導官 林 日出夫
	電話 075 - 241 - 3215

京都府最低賃金が時間額968円へ

～京都府最低賃金審議会が答申～

京都府最低賃金審議会（会長 佐藤卓利 立命館大学経済学部特任教授）は、本日、京都府最低賃金（時間額937円）を31円引上げ、968円にすることが適当であると、京都労働局長（赤松俊彦）に答申した。

1 答申の要旨

- （1） 京都府最低賃金を時間額 968 円に改定する。
- （2） 改定額の効力発生は法定どおりとする。
- （3） 改定にともない大きな影響を受ける中小企業、小規模事業場に対する直接的かつ総合的な抜本的支援策を着実に講じることを強く求める。

2 今後の手続

- （1） 答申に対する異議申出手続に関する公示を本日実施（公示期間は8月10日から8月25日まで）
- （2） 答申に対する異議申出があった場合の異議の取扱い審議の実施
- （3） 異議の取扱い審議を経て、改定額の発効

3 参考資料

- （1） 京都府最低賃金の推移
- （2） 地域別最低賃金額の改正決定の手順

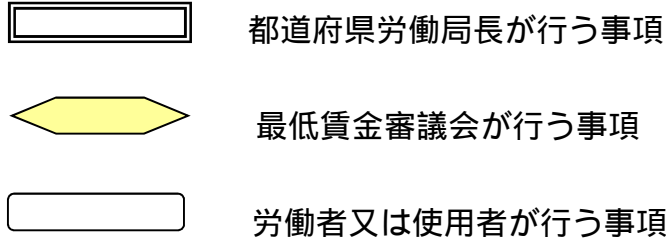
京都府最低賃金の推移

京都労働局 賃金室
令和4年8月10日作成

年度	最低賃金	引上額・率	
	時間額（円）	（円）	率（％）
14	677	0	0.00
15	677	0	0.00
16	678	1	0.15
17	682	4	0.59
18	686	4	0.59
19	700	14	2.04
20	717	17	2.43
21	729	12	1.67
22	749	20	2.74
23	751	2	0.27
24	759	8	1.07
25	773	14	1.84
26	789	16	2.07
27	807	18	2.28
28	831	24	2.97
29	856	25	3.01
30	882	26	3.04
元	909	27	3.06
2	909	0	0.00
3	937	28	3.08
4	968	31	3.30

令和4年の時間額968円については令和4年8月10日現在では答申のみで、正式な額の確定には至っていない。

地域別最低賃金の改正決定の手順



最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金

(地域別最低賃金)

